

令和3年3月

大規模災害発生時の交通規制計画

香川県警察本部交通部

大規模災害発生時の交通規制計画

第1 総則

1 目的

この計画は、香川県内あるいは隣接県等において大規模な災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）、被災者の迅速な救出・救護、物資輸送等、円滑な被災地支援活動が行われるよう、緊急交通路の確保に伴う交通規制を適正に行うため、その実施要領について定めることを目的とする。

2 基本方針

大規模災害時において交通規制を実施するに際し、最優先事項は、被災地域住民を「迅速、安全、円滑」に避難させ、また、災害応急対策のための救援車両等を速やかに、かつ、円滑に目的地とする被災地への通行を確保することが重要であり、これを効果的かつ確実に行うための交通規制及び交通整理・誘導を実施する。

3 用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 大規模災害

大規模災害発生時に被災地域内への一般車両（緊急自動車及び災害応急対策に従事する者が使用中の車両又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送に使用中の車両以外の車両）の流入抑制、う回・誘導及び緊急通行車両等の通行を確保する必要のある地震、津波、その他の自然災害又は人為事故により発生した災害をいう。

(2) 被災予想区域

別表1に定める「被災予想区域」で示す区域であり、県内を「東讃・高松地域」、「高松・中讃地域」、「西讃地域」及び「小豆地域」の4地域をいう。

なお、この計画は、それぞれの地域において災害が発生したものとして策定したものであり、2地域以上にまたがって災害が発生すれば、各地域を複合的に組み合わせで運用する。

(3) 緊急通行車両等

緊急自動車、災害応急対策に従事する者が使用中の車両又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送に使用中の車両及び交通規制の対象から除外する車両及び民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに

使用される車両をいう。

(4) 緊急交通路指定対象路線

災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号。以下「災対法」という。）第 76 条第 1 項の規定により緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限を予定している別表 2 に定める路線又は区間をいう。

(5) 緊急交通路

実際の大規模災害の発生に際し、別表 2 に定める緊急交通路指定対象路線のうち、公安委員会が災対法第 76 条第 1 項の規定により緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限した区間又は区域をいう。緊急交通路は、被災予想区域別に、その優先順位を定め、下位の順位の路線は、迂回路として使用する。

なお、緊急交通路として、高速道路及び国道等が通行不能となった場合、その補完措置として、緊急交通路指定対象路線以外の国道、主要地方道等を緊急交通路とする代替路線の場合もある。

(6) 迂回路

緊急交通路を指定した場合、緊急通行車両等以外の一般車両の通行を禁止し、又は制限することから必要に応じて設定した迂回のための別表 3 に定める路線をいう。

(7) 緊急点検箇所

緊急交通路指定対象に定める路線、区間において、橋梁、橋のジョイント部、トンネルの出入口、上方に高架が設置されている箇所等のうち、別表 4-1、別表 4-2 に定める橋梁の段差、建物の崩壊等により通行不能となることが見込まれ、大規模災害発生後に、直ちに緊急に点検を行う必要のある箇所をいう。

(8) 流入規制要点

大規模災害が発生した場合、発生後直ちに被災地域への緊急通行車両等以外の車両の流入を抑制するため、道路交通法(昭和 35 年法律 105 号)第 5 条及び第 6 条の規定に基づき交通規制を実施する必要がある別表 5 に定める箇所をいう。

(9) 広域交通管制

大規模災害発生時に四国管区警察局管内の県警察が一体となって被災区域内への一般車両の流入規制、迂回・誘導及び緊急通行車両等の通行を確保するため、別表 5 に定める箇所において実施する交通規制をいう。

(10) 交通検問所

緊急交通路における交通の要所であり、緊急通行車両等以外の車両の通行を規制するための活動を実施することを目的とする別表 6-1、別表 6-2、別表 6-3 に定める箇所をいう。

第2 交通管理体制の確立

1 実施体制

大規模災害発生後、直ちに別表7に定める災害警備本部(「香川県警察防災業務計画」、平成25年7月19日付け、香警備第117号)に交通企画課長を班長とする交通対策班、交通規制課長を班長とする交通規制班及び交通指導課長を班長とする交通特命班を編成する。また、交通対策班には交通先遣隊、交通規制班には滅灯信号対策隊、緊急通行車両対策隊、緊急交通路対策隊及び高速道路対策隊、交通特命班には交通特命隊をそれぞれ置くこととする。

2 参集場所及び待機

交通先遣隊及び高速道路対策隊は、災害警備本部に参集することなく、緊急交通路指定対象路線の情報収集にあたり、別表6-1、別表6-2、別表6-3に定める緊急交通路対策隊員は出動命令があるまで、それぞれの所属において待機すること。

第3 交通情報の把握

1 被害状況の確認

大規模災害発生直後の緊急交通路指定対象路線について、県警ヘリテレや交差点カメラの活用、交通先遣隊、高速道路対策隊及び各署の緊急交通路対策隊による実走、道路管理者、自治体からの情報収集により、当該道路の損壊状況、通行の可否を把握すること。また、交通規制課、東かがわ署、坂出署、丸亀署、観音寺署にあつては、交通管制センター等の被害状況を確認すること。

2 情報収集の優先順位

区分	優先順位1	優先順位2
東讃・高松地域	高松自動車道 国道11号、国道30号、国道32号	国道193号、国道318号 県道10号
高松・中讃地域	高松自動車道、瀬戸中央自動車道 国道11号、国道32号	国道377号、国道438号
西讃地域	高松自動車道 国道11号、国道32号	国道377号
小豆地域	国道436号	県道26号

3 確認事項

(1) 通行の可否

緊急点検箇所を中心とした異常の有無、通行が不可能な場合は損壊状況、区間、

迂回路設定の可否、復旧の見込み等

(2) 信号機等交通安全施設の損壊状況

公安委員会の管理にかかる交通信号機、規制標識のみならず、道路管理者の管理にかかる道路標識、防護柵、その他交通安全施設の破損の有無

(3) その他

交通規制を実施する上で必要と思われる事項

4 報告

各署及び各部隊において収集した情報は、様式第1号に定める交通関係情報収集報告に基づき時系列に整理し、災害警備本部交通対策班に速報すること。

なお、緊急を要するものについては、この限りでない。

第4 交通規制路線の選定

1 基本方針

高速道路及び国道11号等の主要国道は、隣接県との連絡にも必要不可欠なものであり、緊急通行車両等の通行を確保するため、発生が予想されるあらゆる災害に共通して基本的な緊急交通路とする。

2 選定の要領

災害時において、住民の安全な避難と迅速な救援のために交通規制を実施するが、緊急交通路として指定し交通規制を実施する路線は、単純に起点・終点までを交通規制区間とすることなく、収集した情報に基づく被害実態、その範囲や交通規制の必要性に応じて定め、被災住民の避難・救援に有効かつ沿線住民への影響が最小となるように必要な交通規制とする。ただし、発生直後においては正確な被害状況の把握が困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、最初に広範囲を指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小するものとする。

3 代替路線の確保

被災状況によっては、緊急交通路指定対象路線が通行不能となる場合も考えられることから、本交通規制計画とおりに路線指定できない場合、適直接続区間を短縮及び他路線と接続する等、有効に活用できる路線を系統化させ、必要に応じて代替路線の確保について道路管理者と調整する。

4 公安委員会の意思決定

緊急交通路の指定は、公安委員会の意思決定の決裁（本部長専決）が必要であり、決定に際しては、警察庁、四国管区警察局及び隣接県警察と調整する。

5 交通規制の周知

災対法第 76 条 2 項に基づき、交通規制の周知を公安委員会の決裁（交通規制課長専決）を受けた後、県災害対策本部、関係自治体及び道路管理者に連絡し広報依頼をするとともに、マスコミ、県警察ホームページ、道路交通情報センター等を活用し、積極的な広報を実施すること。

なお、周知事項は、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない車両の通行禁止を重点とし、交通規制に対する県民等の理解を得るため、道路の損壊状況、迂回路情報も積極的に提供する。

第 5 交通規制の基本方針

1 体制

(1) 必要な人員

原則的に第一次的な措置は、各所属で対応するため、その中から交通規制に従事可能な人員を配置する。第二次的な措置については、広域緊急援助隊の応援部隊を増強する配置とする。

(2) 増強配置

本交通規制計画は、最低限度の人員・箇所を選定していることから、災害発生状況に応じて規制の実効性を担保するために必要に応じて増強する。

2 交通規制箇所

交通規制箇所は、災害発生時において、各被災予想区域内に指定対象路線としている緊急交通路を中心に選定する。

3 交通規制の具体的な流れ

(1) 第 1 次交通規制（大規模災害発生直後）

ア 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況（緊急点検箇所を含む。）、交通状況等の交通情報について迅速かつ正確な情報収集に努めること。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第 76 条第 1 項の規定による交通規制の実施に向け、隣接県警察及び道路管理者との連絡・調整を開始する。

ウ 道路交通法第 5 条又は第 6 条の規定による交通規制の実施

災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施前においては、隣接県警察と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入規制を図ること。

(2) 第2次交通規制（概ね発生時から10日間程度）

ア 第一局面（大規模災害発生後）

○ 交通規制の内容

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、緊急通行車両等、規制除外車両（自衛隊車両等）のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なものの以外の車両については、緊急交通路の通行を禁止する。発生直後においては、正確な被害状況の把握は困難であることから、交通規制を実施する区間は、最初に広範囲を指定した上で道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

○ 必要最小限の交通規制

高速道路以外の道路を緊急交通路に指定する場合において、交差道路や沿道施設が多く規制道路に一般車両が混入することをすべて抑制することは困難であり、また、完全な交通規制を実施することは体制的にも限界がある。このため、必要最小限としながらも有効である道路を選定し指定する。

○ 迂回路対策

迂回路の設定・誘導については、道路管理者と連絡・調整し危険箇所がないことを確認した上で別表3で定めた迂回路線へ誘導する。

イ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から規制除外車両の通行できる範囲を拡大する。また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に通行させるなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

第6 被災地への流入抑制と交通規制の実施の基本

1 第1次交通規制（大規模災害発生直後）

大規模災害発生直後において、県内及び隣接県での被災地域への車両の流入規制を実施するため、別表5に定める箇所に交通規制のために必要な人員配置し、交通規制を実施する。この場合の交通規制根拠は、道路交通法第5条、第6条の規定に基づく交通規制である。

2 第2次交通規制（概ね発生時から10日間程度）

大規模災害発生時において、県内の被災状況に応じ、緊急交通路を指定し、別表

6-1、別表6-2、別表6-3に定める箇所に交通規制のために、緊急交通路対策隊及び高速道路対策隊を交通検問所に配置し、交通規制を実施する。この場合の交通規制の根拠は、災対法第76条第1項に基づく交通規制である。

第7 交通規制の実施要領

1 標示の設置等

災対法第76条第1項に基づく交通規制を実施する場合は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第289号）第32条第1項に規定する標示を同項に規定する場所に設置して行うが、緊急を要するため標示を設置するいとまがない時、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、現場警察官の指示により行うこと。また、交通規制区間内を通行させることができる車両は、緊急通行車両、規制除外車両及び被災者が避難するために使用中の車両とする。

2 信号機滅灯対策

(1) 混雑緩和措置

停電や災害被害により損壊し、信号機が滅灯している場合は、優先順位に基づいて可搬式発動発電機を有効に活用し、早期の仮復旧を図るとともに、応急的な措置として手信号による交通整理を実施する等、信号滅灯による交通混雑の防止に努めること。

(2) 電力会社への復旧要請等

発動発電機等により、応急的に対応している場合は、適宜、燃料補給を実施するとともに、早期の復旧について電力会社に要請すること。

(3) 倒壊信号機等の撤去

信号柱の倒壊等により、通行に支障となっている場合は、当該信号柱を道路から早急に撤去するとともに、業者に対し早期の復旧を要請すること。

3 広域交通管制協定

(1) 香川県が被災した場合

本部にあっては、四国管区警察局管内における大規模災害発生時の広域交通管制に関する協定に基づく申し入れを行うとともに、岡山県警察又は香川県警察の管轄区域内で大規模な災害が発生した場合における交通対策上の相互支援に関する協定に基づく申し入れを検討する。

(2) 隣接県が被災した場合

四国管区警察局の要請に基づき、緊急交通路対策隊及び高速道路対策隊を流入規制要点に配置し、被災県への車両の流入を規制する。

4 災害対策基本法に基づく措置

(1) 強制排除措置

災対法第 76 条の 3 の規定により、緊急交通路を確保する上で警察官等が放置車両等の排除については、以下の手順に従って必要な措置をとることができるが、強制排除措置を行った場合は、災害警備本部交通規制班に、速やかに報告すること。

ア 措置命令

災対法第 76 条の 3 第 1 項の規定により、緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外へ移動すること等を命ずること。

イ 自らとる措置

災対法第 76 条の 3 第 2 項の規定により、上記措置命令を受けた者がこれに従わない場合又はその者が現場にいないため措置命令をすることができない場合には、警察官自らその措置をとること。

(2) 緊急通行車両等の確認及び標章交付

災対法第 76 条第 1 項の規定により通行禁止等を行う場合は、警察署窓口と別表 6-3 のうち、高松自動車道・瀬戸中央自動車道で標章等を交付する交通検問所において、緊急通行車両等として使用される車両について当該車両の申出により確認を行い、申出者に対して、標章及び証明書を交付しなければならない。

別表 1

被災予想区域

区 分	被災予想区域	被災予想区域別緊急交通路対象路線	
		路 線 名	区 間
東讃・高松 地域	高松市 (※国分寺町を除く。) 東かがわ市 さぬき市 三木町 直島町	高松自動車道	徳島県境 ～ 高松西IC
		国道11号	徳島県境 ～ 高松市国分寺支所 前交差点
		国道30号	番町交差点 ～ サンポート 高松玉藻交差点
		国道32号	峰山口交差点 ～ 相生北交差点
		国道193号	上天神町交差点 ～ 徳島県境
		国道318号	田高田交差点 ～ 徳島県境
		県道10号	丹生交差点 ～ 春日町交差点
高松・中讃 地域	高松市 (※国分寺町に限る。) 坂出市 綾川町 宇多津町 丸亀市 善通寺市 多度津町 琴平町 まんのう町	高松自動車道	高松檀紙IC ～ さぬき豊中IC
		瀬戸中央自動車道	坂出IC ～ 岡山県境
		国道11号	檀紙交差点 ～ 高瀬町新名 交差点
		国道32号	新西山崎交差点 ～ 戸川南交差点
		国道377号	買田東交差点 ～ 砂古交差点
		国道438号	中新田交差点 ～ 徳島県境
西讃地域	観音寺市 三豊市	高松自動車道	善通寺IC ～ 愛媛県境
		国道11号	原田町西交差点 ～ 愛媛県境
		国道32号	買田東交差点 ～ 徳島県境
		国道377号	佐文交差点 ～ 姫浜交差点
小豆地域	土庄町 小豆島町	国道436号	土庄港 ～ 福田駐在所北 交差点
		県道26号	湊崎交差点 ～ 福田駐在所北 交差点

別表 2

緊急交通路指定対象路線

○ 県下全域（小豆地区を除く）

優先順位	路線名	区間	備考
1	高松自動車道	徳島県境 ～ 愛媛県境	警察庁指定
	瀬戸中央自動車道	岡山県境 ～ 坂出IC	警察庁指定
2	国道11号	徳島県境 ～ 愛媛県境	警察庁指定
	国道11号(高松東道路)	東山崎交差点 ～ 上天神町交差点	県指定
	国道30号	番町交差点 ～ サンポート高松玉藻交差点	県指定
	国道32号	峰山口交差点 ～ 徳島県境	警察庁指定
3	国道193号	上天神町交差点～ 徳島県境	管区指定
	国道318号	田高田交差点 ～ 徳島県境	県指定
	国道377号	買田東交差点 ～ 姫浜交差点	管区指定
	国道438号	中新田交差点 ～ 徳島県境	県指定
	県道高松長尾大内線 [県道10号]	丹生交差点 ～ 片田交差点	管区指定

○ 小豆地区

優先順位	路線名	区間	備考
1	国道436号 (一部県道土庄福田線)	吉ヶ浦交差点 ～ 福田駐在所北交差点	管区指定
2	県道土庄福田線 [県道26号]	湊崎交差点 ～ 福田駐在所北交差点	管区指定

別表 3

緊急交通路の迂回路線

○ 県下全域(小豆地区を除く。)

緊急交通路	区 間	迂 回 路
高松自動車道	東かがわ市 ～ 観音寺市	国道11号
国道11号	東かがわ市 ～ 観音寺市	県道高松長尾大内(10号)線
	高松市 ～ 観音寺市	① 国道32号→国道377号 ② 県道高松善通寺(33号)線→ 国道193号→国道377号 ③ さぬき浜街道
	片田交差点 ～ 番町交差点	さぬき浜街道
国道11号(高松東道路)	東山崎町交差点 ～ 上天神町交差点	県道三木国分寺(12号)線
国道32号	高松市 ～ 三豊市	県道高松善通寺(33号)線→ 国道319号→国道377号
国道193号	上天神町交差点 ～ 高松市香川町	県道高松香川(280号)線
国道377号	まんのう町 ～ 観音寺市	県道詫間琴平(23号)線→ 県道善通寺大野原(24号)線
県道高松長尾大内(10号)線	さぬき市 ～ 高松市	旧長尾街道

○ 小豆地区

緊急交通路	区 間	迂 回 路
国道436号	土庄町 ～ 小豆島町福田	県道土庄福田(26号)線
県道土庄福田(26号)線	土庄町 ～ 小豆島町福田	県道土庄神懸(27号)線→ 県道寒霞溪公園(29号)線→ 県道福田港神懸(246号)線

別表4-1

緊急点検箇所

路線名	点検区間		担当所属	備考
高松自動車道	徳島県境	～ 高松中央IC	高速隊津田東分駐隊	
	高松中央IC	～ 善通寺IC	高速隊坂出分駐隊	
	善通寺IC	～ 愛媛県境	高速隊善通寺分駐隊	
瀬戸中央自動車道	岡山県境	～ 坂出IC	高速隊坂出分駐隊	
国道11号	徳島県境	～ さぬき署境	東かがわ署	
	東かがわ署境	～ 高松北署境	さぬき署	
	さぬき署境	～ 高松南署境	高松北署	
	高松北署境	～ 高松西署境	高松南署	
	高松南署境	～ 坂出署境	高松西署	
	高松西署境	～ 善通寺署境	坂出署	
	坂出署境	～ 三豊署境	丸亀署	多度津高架橋含む。
	善通寺署境	～ 観音寺署境	三豊署	
三豊署境	～ 愛媛県境	観音寺署		
国道11号(高松東道路)	東山崎町交差点	～ 上天神町交差点	高松南署	東山崎町・元山町含む。
国道30号	番町交差点	～ 丸ボート高松玉藻交差点	高松北署	
国道32号	峰山口交差点	～ 高松西署境	高松南署	
	高松南署境	～ 丸亀署境	高松西署	
	高松西署境	～ 琴平署境	丸亀署	
	丸亀署境	～ 三豊署境	琴平署	
	琴平署境	～ 徳島県境	三豊署	
国道193号	上天神町交差点	～ 高松東署境	高松南署	
	高松南署境	～ 徳島県境	高松東署	
国道318号	田高田交差点	～ 徳島県境	東かがわ署	
国道377号	買田東交差点	～ 三豊署境	琴平署	
	琴平署境	～ 観音寺署境	三豊署	
	三豊署境	～ 姫浜交差点	観音寺署	
国道438号	中新田交差点	～ 琴平署境	丸亀署	
	丸亀署境	～ 徳島県境	琴平署	
県道高松長尾大内(10号線)	丹生交差点	～ さぬき署境	東かがわ署	
	東かがわ署境	～ 高松東署境	さぬき署	
	さぬき署境	～ 高松北署境	高松東署	六条町含む。
	高松東署境	～ 片田交差点	高松北署	
国道436号(一部県道土庄福田線)	吉ヶ浦交差点	～ 福田駐在所北交差点	小豆署	

別表 4 - 2

緊急点検箇所

管 轄	路 線	区 分	地 点 名	所 在 地
東かがわ署	国道11号	トンネル	引田トンネル	東かがわ市坂元
		橋梁	引田5号橋	東かがわ市馬宿字下所
			地藏川橋	
			大川橋	
			新川橋	東かがわ市引田字畑方
			塩屋橋	東かがわ市引田字塩屋
			白鳥跨線橋	東かがわ市伊座字垣之内
			白鳥1号橋	東かがわ市伊座字池繁
			白鳥3号橋	東かがわ市松原小磯新田
			白鳥4号橋	
			白鳥6号線	東かがわ市白鳥字城泉
			湊大橋	
			大内1号橋	東かがわ市三本松
			古川橋	
			与田川橋	東かがわ市川原
			大内3号橋	東かがわ市中筋
			大内4号線	
			楠谷川橋	東かがわ市西村
			番屋川橋	東かがわ市落合
			大内8号橋	
	大内9号橋			
	大内10号橋	東かがわ市町田		
	大内15号	東かがわ市土居		
	国道318号	橋梁	新川橋	東かがわ市白鳥
			藤井橋	
			西山橋	東かがわ市西山
			山神橋	
兼弘小橋				
兼弘橋				
北内橋				
県道高松大内長尾線 [県道10号]	橋梁	北川橋	東かがわ市町田	
		北川大橋	東かがわ市土居	
さぬき署	国道11号	橋梁	津田跨線橋	さぬき市津田町鶴羽字東良谷
			津田1号溝橋	さぬき市津田町鶴羽字東代
			津田6号橋	さぬき市津田町鶴羽字西代
			津田7号橋	
			津田8号橋	
			新津田川橋	さぬき市津田町津田字流田
			津田10号橋	さぬき市津田町津田字汐田

別表4-2 (続き)

さぬき署	国道11号	橋梁	志度1号橋	さぬき市鴨部東山
			志度7号橋	さぬき市鴨部中筋
			志度8号橋	
			志度9号橋	
			鴨部川橋	さぬき市鴨庄字上横井
			志度14号橋	さぬき市志度字赤馬崎
			大橋川橋	さぬき市志度字石立
			志度21号橋	さぬき市志度字越窓
	県道高松大内長尾線 [県道10号]	橋梁	爛川新橋	さぬき市大川町田面
			新松尾橋	
			平尾橋	さぬき市大川町富田西
			森広橋	さぬき市寒川町石田東
			新布勢橋	さぬき市寒川町石田西
			新清水川橋	さぬき市長尾東
新切ノ川橋				
高松東署	国道193号	橋梁	虹の滝橋	三木町小囊
			津柳橋	
			中通橋	
			長谷橋	三木町奥山
	県道高松大内長尾線 [県道10号]	橋梁	古川橋	三木町下高岡
			新井戸川橋	三木町井戸
			福万大橋	三木町氷上
			柳原橋	三木町田中
小豆署	国道436号	橋梁	王子大橋	土庄町
			オリーブ大橋	
			明神川橋	小豆島町蒲生
			平野川橋	
			中蒲生橋	
			東蒲生橋	
			入部橋	
			清水谷橋	小豆島町池田
			平木小橋	
			平木橋	
			迎地橋	
			西条西橋	小豆島町西村
			水木橋	
			御著橋	
			日方橋	
			清水橋	
			弁天橋	小豆島町草壁本町
			草壁橋	
			別当大橋	

別表 4 - 2 (続き)

小豆署	国道436号	橋梁	片城大橋	小豆島町片城
			木の庄橋	小豆島町木庄
			下條橋	小豆島町安田
			諸口橋	
			橋橋	
			椎木川橋	
			城石川橋	
			当浜橋	小豆島町福田
			外明神橋	
			大谷橋	
			石場橋	
			遠手浜橋	
			森庄橋	
			小豆署	県道土庄福田線 [県道26号]
江ノ上橋	土庄町見目			
船入橋	土庄町見目			
橋川橋	土庄町小海			
女風呂橋				
前川橋	土庄町大部			
桂川橋				
江尻橋				
西ノ坪橋	土庄町小部			
東川橋				
東條橋				
境川橋	小豆島町吉田			
瑞祥橋				
吉田川橋				
戎橋	小豆島町福田			
高松北署	国道11号	橋梁	牟礼4号橋	高松市牟礼町原字辻
			牟礼8号橋	高松市牟礼町大町字鑑田
			牟礼川橋	高松市牟礼町牟礼字下窪
			高松1号溝橋	高松市高松町芥田
			高松2号橋	高松市屋島西町百石
			新川大橋	高松市屋島西町百石
			高松3号橋	高松市春日町片田
			高松4号橋	
			新春日川橋	
			高松6号橋	高松市木太町中浜
			高松7号橋	
			新詰田川橋	高松市木太町6区
			高松9号橋	高松市木太町洲端道下
			下千代橋	高松市松島三丁目
杣場川橋	高松市塩上三丁目			

別表４－２（続き）

高松南署	国道11号	橋梁	新御坊川橋	高松市東ハゼ町字万蔵
			勅使橋	高松市田村町字西浦
			中森大橋	高松市勅使町字田中
			八幡新橋	高松市御厩町字半田
			新本津川橋	高松市御厩町字原引
	国道11号 (高松東道路)	橋梁	春日川新橋	高松市東山崎町
			古川橋	高松市元山町
			桑の股出水橋	高松市太田下町
	国道32号	橋梁	金山橋	高松市田村町西浦
			成合大橋	高松市成合町南川原
			西山崎橋	高松市西山崎町川向
	国道193号	橋梁	岩崎橋	高松市香川町川東
			新岩崎橋	高松市香川町川東上
			寺井高架橋	高松市寺井町
			西谷(2)橋	高松市塩江町安原下
			岩部橋	高松市塩江町安原上
北井橋			高松市塩江町安原上東	
落合新橋				
柞野橋				
中村橋			高松市塩江町	
柞野小橋				
坂出署	国道11号	トンネル	金山トンネル	坂出市福江町
		橋梁	府中高架橋（上り）	坂出市府中町前谷下所
			新綾川橋	坂出市加茂町
			西庄高架橋	坂出市西庄町
			西庄跨線橋	
			福江高架橋	坂出市福江町
			川津高架橋	坂出市花町
			新大束川橋	坂出市川津町
高松西署	国道11号	橋梁	新野間川橋	高松市国分寺町新居字坂川
			新野間大橋	高松市国分寺町国分字野間
			新国分橋	高松市国分寺町字下所
			府中高架橋（下り）	高松市国分寺町新名
	国道32号	橋梁	福家高架橋	高松市国分寺町福家字坂折
			羽間池橋	高松市国分寺町福家字東羽間
			陶溝橋	綾歌郡綾川町陶
			新お寺川橋	
			北条池橋	
			新滝宮橋	綾歌郡綾川町滝宮

別表 4 - 2 (続き)

丸亀署	国道11号	橋梁	新丸亀大橋	丸亀市飯野町
			西村新橋	丸亀市土器町
			あまし橋	
			原田高架橋	丸亀市原田町東三分一
			競技場大橋	
			多度津高架橋(上り)	仲多度郡多度津町三井
			多度津高架橋(下り)	善通寺市金蔵寺町
			善通寺7号橋	善通寺市稲木町
			善通寺排水橋	善通寺市下吉田町
			善通寺9号橋	善通寺市中村町
			善通寺10号橋	善通寺市弘田町
			善通寺17号橋	
			弘田新橋	
			善通寺19号橋	善通寺市吉原町
	善通寺22号橋			
国道32号	橋梁	鳥田橋	丸亀市綾歌町栗熊	
		皿池橋	丸亀市綾歌町岡田上	
		平塚橋		
		新平塚橋		
国道438号	橋梁	岡田跨線橋	丸亀市綾歌町岡田上	
琴平署	国道32号	橋梁	羽間東高架橋	仲多度郡まんのう町羽間
			羽間西高架橋	
			祓川大橋	
			三坂山高架橋	仲多度郡まんのう町四条
			郷見橋	仲多度郡まんのう町十郷
			仲南5号溝橋	
			追上橋	
	国道377号	橋梁	下郷見橋	まんのう町佐文
			狛師橋	
			無名2号橋	
	国道438号	橋梁	八幡橋	まんのう町長炭
			炭所大橋	まんのう町炭所西
			天川橋	まんのう町造田
			三本杉橋	まんのう町中筋
			平川橋	まんのう町中通
			野口橋	
			犬の馬場橋	
			馬廻橋	まんのう町川東
			勝川橋	まんのう町勝浦
落合橋				
林橋				
川奥橋				

別表 4 - 2 (続き)

三豊署	国道11号	橋梁	三野4号橋	三豊市三野町大見
			三野5号橋	
			高瀬2号橋	三豊市高瀬町上高瀬
			音田川橋	
			高瀬3号橋	
			高瀬橋	
			高瀬10号橋	三豊市高瀬町下勝間
			高瀬6号橋	
			高瀬11号橋	
			本山小橋	三豊市豊中町本山
			本山橋	
	国道32号	トンネル	財田第一トンネル	三豊市財田町財田上
			財田第二トンネル	
			財田第三トンネル	
			財田第四トンネル	
			猪鼻トンネル	
		橋梁	黒川橋	三豊市財田町財田上
			プレハブ橋	
			新財橋	
			轟橋	
			財田1号橋	
			財田2号溝橋	
			戸川橋	
			第一竜王橋	
			第二竜王橋	
			溪道橋	
			伏挽橋	
			新牛岩橋	
			財田2号橋	
			財田3号溝橋	
財田4号溝橋				
国道377号	橋梁	土井橋	三豊市山本町神田	
		川原橋		
		神田橋		
		砂川小橋		
		砂川橋		
		高橋	三豊市山本町財田西	
		長瀬橋	三豊市山本町河内	
		新河内川橋	三豊市山本町河内	

別表 4 - 2 (続き)

観音寺署	国道11号	橋梁	観音寺 1 号橋	観音寺市本大町
			観音寺 2 号橋	観音寺市古川町
			観音寺 3 号橋	観音寺市吉岡町
			観音寺 1 2 号橋	観音寺市出作町
			柞田川橋	観音寺市柞田町
			観音寺 1 6 号橋	
			大野原 1 号橋	観音寺市大野原町札場南
			大野原 3 号橋	観音寺市大野原町大井出
			豊浜跨線橋	観音寺市豊浜町姫浜
			豊浜 2 号橋	
			港橋	
			荒神面橋	観音寺市豊浜町和田
			大平木橋	観音寺市豊浜町箕浦
			四方堂橋	
			豊浜 5 号橋	
			豊浜 6 号橋	
			豊浜 7 号橋	
	国道377号	橋梁	中橋	観音寺市大野原町丸井
			紀井橋	
			大鞆橋	観音寺市大野原町大野原
粟井川橋			観音寺市粟井町	

別表 5

流入規制要点

※ 初動対応時に流入規制を実施する箇所

1 東讃・高松地域が被災地の場合

本県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
高松自動車道	高松西IC	高速隊	2
国道11号	高松市国分寺支所前交差点	高松西署	2
国道32号	相生北交差点	高松西署	2

災害時協定に基づく隣接県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
高松自動車道	板野IC	徳島県	4
国道11号	鳴門市北灘町榑木 鳴門検問所	徳島県	4
国道193号	美馬市脇町西赤谷	徳島県	4
国道318号	阿波市 土成IC北	徳島県	4

2 高松・中讃地域が被災地の場合

本県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
高松自動車道	高松檀紙IC	高速隊	2
	さぬき豊中IC	高速隊	2
国道11号	檀紙交差点	高松南署	4
	鳥坂交差点	三豊署	2
国道32号	新西山崎交差点	高松南署	2
	戸川南交差点	三豊署	2
国道377号	長瀬交差点	三豊署	2

災害時協定に基づく隣接県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
瀬戸中央自動車道	児島IC	岡山県	4
国道438号	美馬市美馬町 美馬IC北	徳島県	4

別表5（続き）

3 西讃地域が被災地の場合

本県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
高松自動車道	善通寺IC	高速隊	2
国道11号	三井之江交差点	丸亀署	2
国道32号	買田東交差点	琴平署	2
国道377号			

災害時協定に基づく隣接県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
松山自動車道	三島川之江IC	愛媛県	4
	川之江JCT	愛媛県	6
国道11号	四国中央市川之江町 東町検問所	愛媛県	10
国道32号	三好市池田町州津 県立三好高校前	徳島県	4

4 徳島県が被災地の場合

本県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
高松自動車道	東かがわ市引田 引田IC	高速隊	4
国道11号	東かがわ市引田 引田検問所	東かがわ署	4
国道32号	三豊市財田町財田上 戸川南交差点	三豊署	4
国道193号	木田郡三木町大字奥山 徳島県境	高松南署	4
国道318号	東かがわ市西山 西山交差点	東かがわ署	4
国道438号	仲多度郡まんのう町勝浦 新落合橋東詰交差点	琴平署	4

5 愛媛県が被災地の場合

本県配置箇所

規制路線	流入規制要点	所属	配置人員
高松自動車道	観音寺市大野原町大野原 大野原IC	高速隊	4
国道11号	観音寺市豊浜町箕浦 箕浦検問所	観音寺署	4

別表 5 (続き)

6 岡山県が被災地の場合

本県配置箇所

規 制 路 線	流 入 規 制 要 点	所 属	配 置 人 員
瀬戸中央自動車道	坂出市川津町 坂出IC	高速隊	4

別表6-1

交通検問所（総括表）

所 属	路 線 名	配置人員			備 考
		小計	固定	兼務	
高速隊	高松自動車道	17	16		
	瀬戸中央自動車道		1	(3)	※高松自動車道
東かがわ署	高松自動車道	21	2		
	国道11号		15		
	国道318号		4	(4)	※国道11号
	県道高松長尾大内線			(3)	※国道11号
さぬき署	高松自動車道	38	1		
	国道11号		18		
	県道高松長尾大内線		19		
高松東署	高松自動車道	34	2		
	国道11号(高松東道路)		10		
	国道193号		2		
	県道高松長尾大内線		20	(10)	※国道11号(高松東道路)
小豆署	国道436号	12	10		
	県道土庄福田線		2	(4)	※国道436号
高松北署	国道11号	104	68		
	国道30号		26	(6)	※国道11号
	県道高松長尾大内線		10	(6)	※国道11号
高松南署	高松自動車道	141	2		
	国道11号		55		
	国道11号(高松東道路)		26	(10)	※国道11号
	国道32号		30	(6)	※国道11号
	国道193号		28	(10)	※国道11号
坂出署	高松自動車道	42	3		
	瀬戸中央自動車道		1	(3)	※高松自動車道
	国道11号		38		
高松西署	国道11号	38	10		
	国道32号		28		
丸亀署	高松自動車道	50	1		
	国道11号		26		
	国道32号		19		
	国道438号		4	(4)	※国道32号
琴平署	国道32号	22	14		
	国道377号		2	(4)	※国道32号
	国道438号		6		
三豊署	国道11号	43	31		
	国道32号		10		
	国道377号		2		
観音寺署	高松自動車道	61	2		
	国道11号		55		
	国道377号		4	(4)	※国道11号
合 計		497	448	(65)	

別表6-2

交通検問所（緊急交通路・所属別人員）

路線 所属	緊急交通路（小豆地区以外）											緊急交通路 （小豆地区）	
	優先順位1		優先順位2				優先順位3					優先 順位1	優先 順位2
	高松道	瀬戸道	国道 11号	国道 11号 (東BP)	国道 30号	国道 32号	国道 193号	国道 318号	国道 377号	国道 438号	県道 10号線	国道 436号	県道 26号線
高速隊	16	4											
東かがわ署	2		15					8			3		
さぬき署	1		18								19		
高松東署	2			10			2				30		
小豆署												10	6
高松北署			68		32						16		
高松南署	2		55	36		36	38						
坂出署	3	4	38										
高松西署			10			28							
丸亀署	1		26			19				8			
琴平署						14			6	6			
三豊署			31			10			2				
観音寺署	2		55						8				
合計	29	8	316	46	32	107	40	8	16	14	68	10	6

交通検問所（配置箇所・所属別人員）

路線名・区間	配置箇所		所属	配置人員		発電	
				固定	兼務	自発	可発
高松自動車道 □ 徳島環境～愛媛県境	1	引田IC（選別・標章交付）	高速隊	3			
			東かがわ署	2			
	2	津田東IC（選別）	高速隊	1			
			さぬき署	1			
	3	さぬき三木IC（選別）	高速隊	1			
			高松東署	1			
	4	高松東IC（選別）	高速隊	1			
			高松東署	1			
	5	高松中央IC（選別・標章交付）	高速隊	3			
			高松南署	2			
6	坂出IC（選別・標章交付）	高速隊	3				
		坂出署	3				
7	普通寺IC（選別）	高速隊	1				
		普通寺署	1				
8	大野原IC（選別・標章交付）	高速隊	3				
		観音寺署	2				
小計				29			
瀬戸中央自動車道 □ 岡山県境～坂出IC	1	坂出北IC（選別）	高速隊	1			
			坂出署	1			
	2	坂出IC（選別・標章交付）	高速隊		(3)		
			坂出署		(3)		
小計				2	(6)		
国道11号 □ 徳島県境～愛媛県境	1	引田検問所		2			
	2	引田IC北交差点		3		○	
	3	田高田交差点	東かがわ署	4		○	
	4	落合三差路		3			
	5	丹生交差点		3		○	
	6	豊田交差点(迂回対策)		4			
	7	新津田川橋南交差点		2			
	8	鴨庄交差点	さぬき署	4			
	9	天野峠西交差点		4		○	
	10	志度寺交差点		4			
	11	傘礼交差点		3		○	
	12	王墓東交差点(迂回対策)		3			
	13	高松町交差点		6		○	
	14	屋島競技場南交差点		4			
	15	湯元交差点		4			
	16	片田交差点		6		○	
	17	汐入橋北詰交差点(迂回対策)		4			
	18	詰田川西交差点	高松北署	6		○	
	19	琴電松島踏切交差点		4			
	20	松島町2丁目交差点		4		○	
	21	塩屋町交差点		4			
	22	瓦町1丁目交差点		4			
	23	番町交差点		6		○	
	24	中新町交差点		6		○	
	25	旅籠町交差点		4			
	26	栗林公園前交差点		3			
	27	栗林公園南交差点		4		○	
	28	花ノ宮交差点(迂回対策)	高松南署	4			
	29	室新交差点		4		○	
	30	東ハゼ町交差点		4		○	

別表6-3 (続き)

国道11号
 徳島県境～愛媛県境

31	上天神町交差点 (含む地下道)	高松南署	10	○	
32	峰山口交差点		6	○	
33	勅使交差点		6	○	
34	中森交差点		4		
35	中間橋西交差点 (迂回対策)		4	○	
36	檀紙交差点		6	○	
37	高松市国分寺総合センター前交差点	高松西署	6	○	
38	野間交差点		4	○	
39	前谷東交差点	坂出署	4		
40	鴨川新橋北交差点		3		
41	鴨川新橋西詰交差点 (迂回対策)		3		
42	加茂交差点		2		
43	上氏部交差点		4	○	
44	白峰中学校北交差点 (迂回対策)		2		
45	西庄交差点・西庄西交差点		3		
46	川津交差点		6	○	
47	津之郷交差点		4	○	
48	鍋谷西交差点		3		
49	浜五番丁交差点 (迂回対策)	4			
50	飯野交差点	丸亀署	4	○	
51	西村交差点		4	○	
52	柞原交差点		4	○	
53	田村東交差点		6	○	
54	丸亀原田交差点		6	○	
55	原田西交差点		4	○	
56	小塚交差点		4		
57	多度津高架橋西交差点		2		
58	原田東交差点 (迂回対策)	善通寺署	6	○	
59	金蔵寺交差点 (迂回対策)		2		
60	中村交差点		4		
61	国道吉原交差点		4		
62	三井之江交差点		3		
63	荘内線西交差点 (迂回対策)	4			
64	鳥坂交差点	三豊署	3		
65	国実交差点 (迂回対策)		4		
66	道免交差点		4	○	
67	竹田西交差点 (迂回対策)		2		
68	高瀬町新名交差点		4	○	
69	JR四国高瀬駅前通り交差点		2		
70	下勝間交差点		2		
71	太郎坊池東交差点		4		
72	比地大小学校前交差点 (迂回対策)		2		
73	六の坪交差点		4		
74	本大交差点	観音寺署	4		
75	本大南三差路		4	○	
76	常磐小学校南交差点 (迂回対策)		2		
77	植田町原交差点		4		
78	出作町交差点		4		
79	中出交差点		4		
80	十三塚交差点		4		
81	下組交差点		4		
82	豊浜跨線橋西交差点		4		
83	一の宮交差点		4	○	
84	姫浜交差点		4	○	
85	辻東交差点 (迂回対策)	2			

別表6-3 (続き)

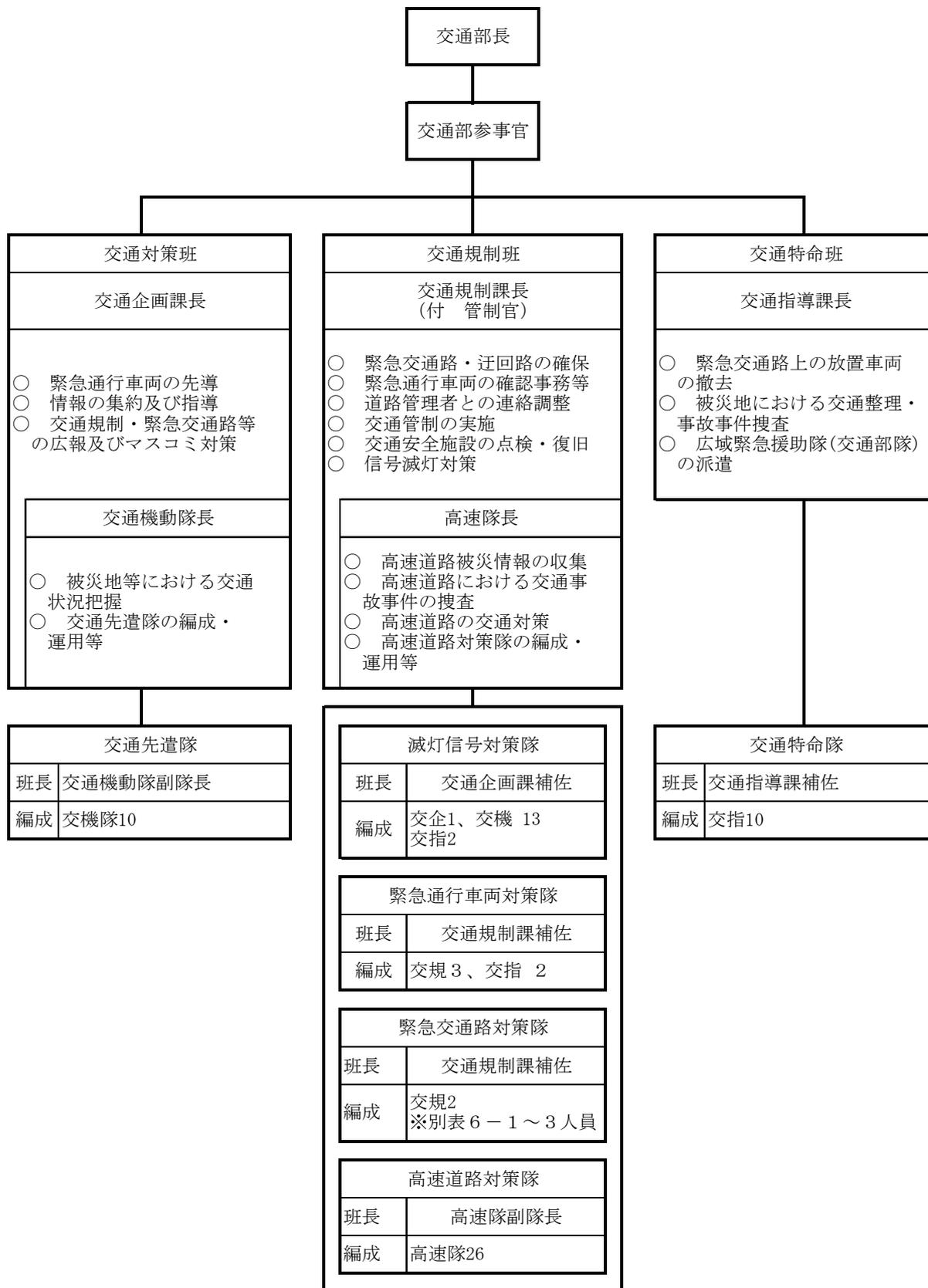
国道11号 □ 徳島県境～愛媛県境	86	和田浜交差点	観音寺署	4			
	87	萩原交差点(迂回対策)		2			
	88	西原交差点		3			
	89	箕浦検問所		2			
	小 計			347			
国道11号(高松東道路) □ 東山崎交差点～ 上天神町交差点	1	東山崎町交差点	高松東署	6	○		
	2	水田交差点(迂回対策)		4	○		
	3	佐古東交差点	高松南署	6	○		
	4	林町佐古交差点		4			
	5	伏石町交差点		6	○		
	6	太田下町交差点		6	○		
	7	三条交差点		4			
	8	上天神町交差点			(10)	○	
	小 計			36	(10)		
国道30号 □ 番町交差点～ サンポート高松玉藻 交差点	1	番町交差点	高松北署	(6)	○		
	2	番町1丁目交差点(迂回対策)		4			
	3	紺屋町交差点		4			
	4	裁判所前交差点		4			
	5	内町東交差点(迂回対策)		4			
	6	寿町交差点		6	○		
	7	サンポート高松玉藻交差点		4	○		
小 計			26	(6)			
国道32号 □ 峰山口交差点～ 徳島県境	1	峰山口交差点	高松南署	(6)	○		
	2	西ハゼ町交差点(迂回対策)		4			
	3	田中東交差点		4			
	4	成合大橋西交差点		4			
	5	西永井交差点		4	○		
	6	新横内交差点(迂回対策)		4			
	7	新西山崎交差点		6	○		
	8	越谷池東交差点		4			
	9	相生北交差点	高松西署	4			
	10	一本松交差点		3			
	11	綾川町新開交差点(迂回対策)		2			
	12	綾川町陶交差点		6	○		
	13	萱原北交差点		4			
	14	萱原交差点(迂回対策)		2			
	15	小野交差点		4			
	16	井出下西三差路(迂回対策)	3				
	17	新羽床口交差点	丸亀署	3	○		
	18	馬指交差点(一時停止場所)		2			
	19	堂の元交差点(迂回対策)		2			
	20	綾歌市民総合センター前		4			
	21	一本木交差点		2			
	22	岡田中央交差点(迂回対策)		2			
	23	中新田交差点	琴平署	4			
	24	まんのう交差点		4	○		
	25	買田東交差点		4	○		
	26	買田南交差点		2			
	27	十郷交差点		2			
	28	帆山東交差点(迂回対策)		2			
	29	追上橋西交差点	三豊署	3			
	30	たからだの里さいた交差点		2			
	31	戸川南交差点		3			
	32	中本交差点(迂回対策)		2			
小 計			101	(6)			

別表6-3 (続き)

国道193号 □ 上天神町交差点～ 徳島県境	1	上天神町交差点	高松南署		(10)	○	
	2	鹿角東交差点		4			
	3	三名町交差点		4	○		
	4	大野交差点		4			
	5	川東下交差点		4	○		
	6	岡交差点		4	○		
	7	奥谷交差点(迂回対策)		2			
	8	岩崎橋南三差路		2			
	9	鮎滝交差点		3	○		
	10	空港南側三差路(迂回対策)		1			
	11	中山三差路(県境)	高松東署	2			
小計			30	(10)			
国道318号 □ 田高田交差点～ 徳島県境	1	田高田交差点	東かがわ署		(4)	○	
	2	西山交差点		4	○		
	小計			4	(4)		
国道377号 □ 買田東交差点～ 姫浜交差点	1	買田東交差点	琴平署		(4)	○	
	2	佐文交差点		2			
	3	長瀬交差点	三豊署	2	○		
	4	常次西交差点		2			
	5	辻東交差点	観音寺署	2			
	6	姫浜交差点			(4)	○	
小計			8	(8)			
国道436号 (一部県道土庄福田線) □ 吉ヶ浦交差点～ 福田駐在所北交差点	1	吉ヶ浦交差点	小豆署	2			
	2	湍崎交差点		2			
	3	平木交差点		2			
	4	安田交差点		2			
	5	福田駐在所北交差点		2			
小計			10				
国道438号 □ 中新田交差点～ 徳島県境	1	中新田交差点	丸亀署		(4)		
	2	島田交差点(迂回対策)		4			
	3	長尾交差点	琴平署	4			
	4	新落合橋東詰交差点		2			
小計			10	(4)			
県道高松長尾大内線 [県道10号] □ 丹生交差点～ 片田交差点	1	丹生交差点	東かがわ署		(3)	○	
	2	西町(押ボ)(迂回対策)		2			
	3	富田東交差点	さぬき署	2			
	4	松尾橋西詰交差点(迂回対策)		4			
	5	本村西交差点		2			
	6	石田東交差点(迂回対策)		2			
	7	石田西交差点		3			
	8	長尾中央交差点		4	○		
	9	氷上交差点	高松東署	4			
	10	十川東町交差点		4			
	11	十川西町交差点		4	○		
	12	下田井交差点		4	○		
	13	東山崎町交差点			(6)	○	
	14	東山崎町北交差点		4			
	15	水田交差点(迂回対策)	高松北署		(4)	○	
	16	宮の原交差点		6	○		
	17	春日町交差点		4	○		
	18	片田交差点			(6)	○	
小計			49	(19)			
県道土庄福田線 [県道26号] □ 湍崎交差点～ 福田駐在所北交差点	1	湍崎交差点	小豆署		(2)		
	2	大部駐在所前交差点		2			
	3	福田駐在所北交差点			(2)		
小計			2	(4)			
合計			654	(77)			

別表 7

交通管理体制



様式第1号

月 日 時 分 受理					所 属	
					報告者	
本部長	部長	参事官	課長	調査官 次長	補佐等	取扱者
交通関係情報収集報告						
情報種別	通行不能 交通安全施設損壊（信号・標識・ ） その他（ ） 通行可能確認					
認知状況	日時	令和 年 月 日 時 分				
	端緒	警察官の確認 110番通報 119番通報 関係機関（県・市・ ） その他（ ）				
	通報者	通報者(人定) 住所 氏名 年齢 歳 連絡先				
発生日時	令和 年 月 日 時 分					
発生場所	市 町 (目標)					
状況						
被害拡大の有無						
措置						
出動状況	警察関係	人員	0名	車両	0台	合計 人員 0名 車両 0台
	消防署(団)	人員	0名	車両	0台	
	県関係	人員	0名	車両	0台	
	市町関係	人員	0名	車両	0台	
	その他	人員	0名	車両	0台	